

福祉の里センター条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成31年 3月26日

岩手県知事 達 増 拓 也

岩手県条例第25号

福祉の里センター条例の一部を改正する条例

第1条 福祉の里センター条例（平成4年岩手県条例第17号）の一部を次のように改正する。

改正前					改正後					
別表第2（第6条関係）					別表第2（第6条関係）					
区 分		多目的ホールの利用料金 の上限額		附属の設 備の利用 料金の上 限額	区 分		多目的ホールの利用料金 の上限額		附属の設 備の利用 料金の上 限額	
		貸切使用	個人使用				貸切使用	個人使用		
		1時間まで ごとに	1人4時間 までごとに				1時間まで ごとに	1人4時間 までごとに		
入場料 等を徴 収しな い場合	社会福祉に関する活動又 はアマチュアスポーツに 使用する場合	円	[略]	[略]	入場料 等を徴 収しな い場合	社会福祉に関する活動又 はアマチュアスポーツに 使用する場合	円	[略]	[略]	
	その他の催しに使用する 場合	<u>3,990</u>				その他の催しに使用する 場合	<u>4,070</u>			
入場料 等を徴 収する 場合	社会福祉に関する活動又 はアマチュアスポーツに 使用する場合	<u>1,600</u>			入場料 等を徴 収する 場合	社会福祉に関する活動又 はアマチュアスポーツに 使用する場合	<u>1,630</u>			
	その他の催 しに使用す る場合	興行として 行うもので ない場合	<u>6,000</u>			その他の催 しに使用す る場合	興行として 行うもので ない場合	<u>6,120</u>		
		興行として 行うもので ある場合	<u>11,990</u>				興行として 行うもので ある場合	<u>12,220</u>		

[略]

別表第3 (第6条関係)

区 分	単 位	会議室等の利用料 金の上限額	附属の設備の利用料金 の上限額
会議室	[略]	円 <u>500</u>	[略]
研修室A	[略]	<u>320</u>	
[略]			
研修室C	[略]	<u>500</u>	
[略]			
工芸室	[略]	<u>320</u>	

[略]

別表第3 (第6条関係)

区 分	単 位	会議室等の利用料 金の上限額	附属の設備の利用料金 の上限額
会議室	[略]	円 <u>510</u>	[略]
研修室A	[略]	<u>330</u>	
[略]			
研修室C	[略]	<u>510</u>	
[略]			
工芸室	[略]	<u>330</u>	

別表第4 (第6条関係)

単 位	宿泊室の利用料金の上限額	
	心身障害者及びその介護 を行う者、65歳以上の者 並びに小学校児童及び中 学校生徒	その他の者
1日までごとに	<u>410円</u>	<u>780円</u>

[略]

別表第4 (第6条関係)

単 位	宿泊室の利用料金の上限額	
	心身障害者及びその介護 を行う者、65歳以上の者 並びに小学校児童及び中 学校生徒	その他の者
1日までごとに	<u>420円</u>	<u>790円</u>

[略]

備考 改正部分は、下線の部分である。

第2条 福祉の里センター条例の一部を次のように改正する。

改正前				改正後			
別表第2 (第6条関係)				別表第2 (第6条関係)			
区 分	多目的ホールの利用料金 の上限額		附属の設 備の利用 料金の上	区 分	多目的ホールの利用料金 の上限額		附属の設 備の利用 料金の上
	貸切使用	個人使用			貸切使用	個人使用	

		1時間まで ごとに	1人4時間 までごとに	限度額
入場料 等を徴 収しな い場合	社会福祉に関する活動又 はアマチュアスポーツに 使用する場合	円 <u>800</u>	[略]	[略]
	その他の催しに使用する 場合	<u>4,070</u>		
入場料 等を徴 収する 場合	社会福祉に関する活動又 はアマチュアスポーツに 使用する場合	<u>1,630</u>		[略]
	その他の催 しに使用す る場合	興行として 行うもので ない場合	<u>6,120</u>	
		興行として 行うもので ある場合	<u>12,220</u>	

[略]

別表第3 (第6条関係)

区 分	単 位	会議室等の利用料 金の上限額	附属の設備の利用料金 の上限額
会議室	[略]	円 <u>510</u>	[略]
研修室A	[略]	<u>330</u>	
[略]			
研修室C	[略]	<u>510</u>	
[略]			

		1時間まで ごとに	1人4時間 までごとに	限度額
入場料 等を徴 収しな い場合	社会福祉に関する活動又 はアマチュアスポーツに 使用する場合	円 <u>820</u>	[略]	[略]
	その他の催しに使用する 場合	<u>4,150</u>		
入場料 等を徴 収する 場合	社会福祉に関する活動又 はアマチュアスポーツに 使用する場合	<u>1,660</u>		[略]
	その他の催 しに使用す る場合	興行として 行うもので ない場合	<u>6,230</u>	
		興行として 行うもので ある場合	<u>12,450</u>	

[略]

別表第3 (第6条関係)

区 分	単 位	会議室等の利用料 金の上限額	附属の設備の利用料金 の上限額
会議室	[略]	円 <u>520</u>	[略]
研修室A	[略]	<u>340</u>	
[略]			
研修室C	[略]	<u>520</u>	
[略]			

工芸室	[略]	<u>330</u>
-----	-----	------------

別表第4（第6条関係）

単 位	宿泊室の利用料金の上限額	
	心身障害者及びその介護を行う者、65歳以上の者並びに小学校児童及び中学校生徒	その他の者
1日までごとに	<u>420円</u>	<u>790円</u>

[略]

工芸室	[略]	<u>340</u>
-----	-----	------------

別表第4（第6条関係）

単 位	宿泊室の利用料金の上限額	
	心身障害者及びその介護を行う者、65歳以上の者並びに小学校児童及び中学校生徒	その他の者
1日までごとに	<u>430円</u>	<u>800円</u>

[略]

備考 改正部分は、下線の部分である。

附 則

この条例は、平成31年4月1日から施行する。ただし、第2条の規定は、同年10月1日から施行する。